

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正に関する パブリックコメントの募集について

平成 2 4 年 9 月 5 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
土地・建設産業局建設業課
TEL : 03-5253-8111 (代表)
(内 線 2 4 7 5 4)

国土交通省では、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」(平成 1 4 年 3 月 2 8 日国総建第 6 7 号)の一部改正を検討しています。

(改正内容の詳細につきましては、別紙の「『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正について」をご参照ください。)

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、ご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正

2. 意見募集期限

平成 2 4 年 1 0 月 4 日 (必着)

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

(1) 電子メールの場合 (テキスト形式でお願いいたします。)

電子メールアドレス : kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(電子メールの題名を「『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。)

(2) FAXの場合

FAX番号 : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 5 3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(件名を「『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。)

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について』の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。)

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名をご希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

〔意見提出様式〕

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正に対する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03- 5253-8111)

土地・建設産業局建設業課法規係（内線 24-754）

平成24年9月5日
土地・建設産業局
建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」
の一部改正について

1. 背景

平成23年6月に建設産業戦略会議において取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」において、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取組と連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。」との方針が示された。これを踏まえ、平成24年11月以降、社会保険未加入業者に対する指導監督を実施することとしているため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号。以下「基準」という。）について、所要の改正を行う。

2. 内容

- ① 健康保険法、厚生年金保険又は雇用保険法に違反した役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は、7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ② 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

3. 適用日

平成24年11月1日以降に行われた不正行為等について、改正後の基準により監督処分を実施する。

(以 上)

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正案	現 行
三 監督処分の基準 1 (略) 2 具体的基準 (1) ～ (3) (略) (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 ①・② (略) ③ <u>健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</u> i 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は、7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。 ii <u>健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。</u> (5) (略)	三 監督処分の基準 1 (略) 2 具体的基準 (1) ～ (3) (略) (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 ①・② (略) (新設) (5) (略)